

# ○議案第58号 もりぐち児童クラブ事業入会児童室プロポーザル選定委員会条例案

## □□□審議経過□□□

### ＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、もりぐち児童クラブ入会児童室について、平成31年4月からの民間委託に向け、プロポーザル方式により事業者の選定を行おうとすることから、もりぐち児童クラブ事業入会児童室プロポーザル選定委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、入会児童室については、経験のある指導パートナーなどを配置し、保護者が安心安全に児童を預けられる事業として運営されてきたところである。よって、委託事業者の選定に当たっては、現在の運営実態を踏まえた上で、選定基準等について慎重に検討するなど、これまで培ってきた保育の質を担保するよう特段の意を配されたいこと。

また、今後、保護者からニーズの高い開設時間の延長を行おうとすることから、なお一層利用者目線に立った事業を目指し、延長時間部分を別料金とすることなどについて検討されたいこと。

さらに、一部の保護者からは民間委託に対する不安の声もあるように聞き及んでいることから、引き続き、説明会等を通じて、真摯かつ十分な説明に努められたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、プロポーザル方式を採用することには疑義があり、これまでの運営などから市こそがノウハウを持っており、民間委託は認められないなどの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。竹内委員におかれましては、個人的な調査によれば、運営上不適切と思われる事案もあることなどから、新たな体制により、民間のノウハウを有効に活用できることなどの理由により、阪本委員におかれましては、サービス拡充と利用者負担の抑制を両立するため、民間委託という方向性は理解できるとの理由により、賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。